

## 津波災害警戒区域における「避難促進施設」の取扱いについて

徳島県では、平成26年3月11日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）を指定いたしました。

区域内に位置付けられた「避難促進施設」については、津波に対する「避難確保計画」の作成や「避難訓練」の実施が義務付けられますので、御理解と御協力ををお願いいたします。

### 【義務づけられる措置】津波防災地域づくりに関する法律 第71条

市町村地域防災計画に定められた「避難促進施設」の所有者又は管理者は、

- 施設利用者の円滑・迅速な避難確保に必要な措置に関する「避難確保計画」を作成し、市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 所有者又は管理者、使用人、従業者は、避難訓練に参加しなければならない。
- 避難訓練は、施設を利用する者に協力を求めることができる。

### 【対象となる施設】津波防災地域づくりに関する法律施行令 第19条

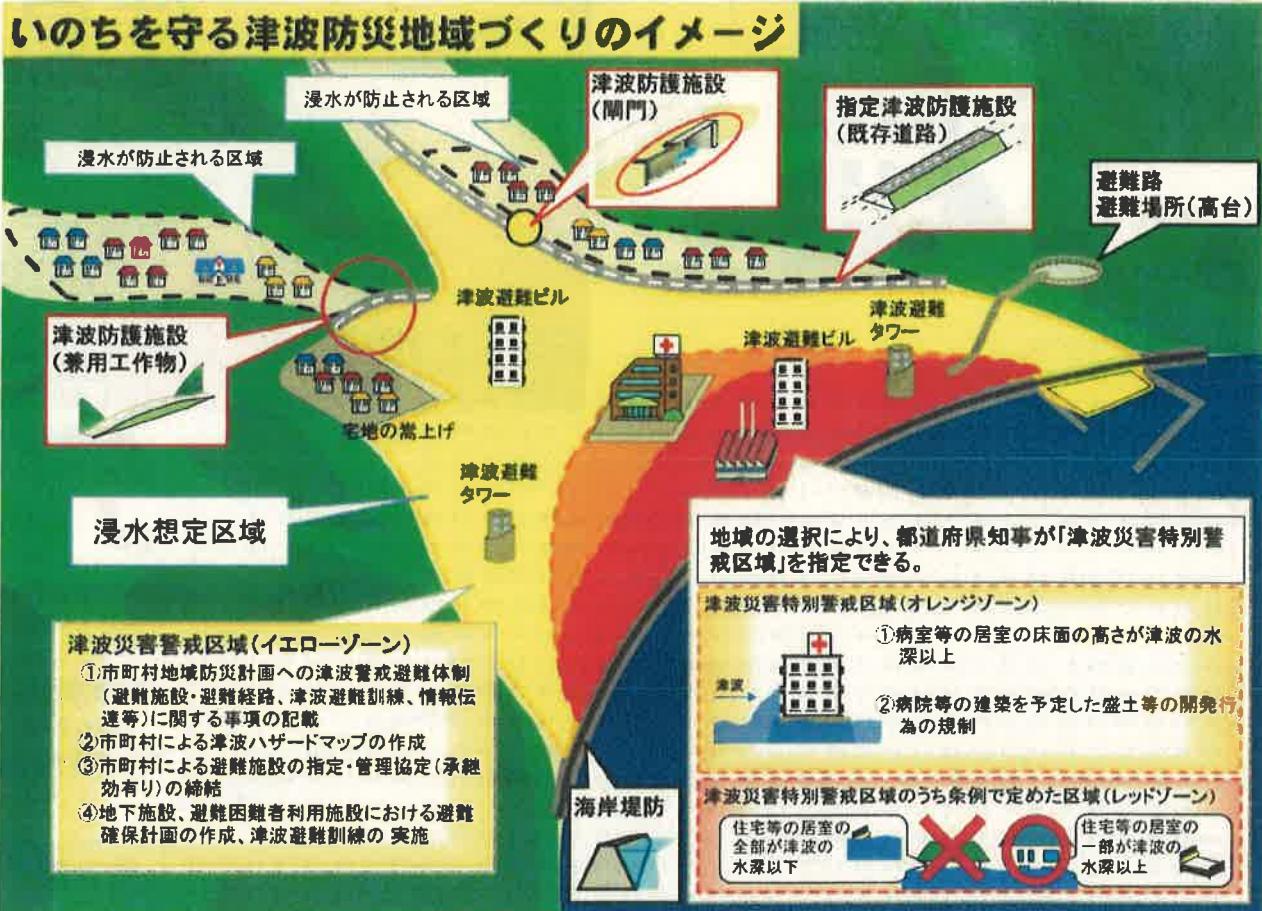
- 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。) ○有料老人ホーム
- 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ○身体障害者社会参加支援施設
- 障害者支援施設 ○地域活動支援センター ○福祉ホーム
- 障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設
- 保護施設(医療保護施設及び宿所提供的施設を除く。)
- 児童福祉施設(母子生活支援 施設及び児童遊園を除く。)
- 障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設
- 児童自立生活援助事業の用に供する施設 ○放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- 子育て短期支援事業の用に供する施設 ○一時預かり事業の用に供する施設
- 児童相談所 ○母子健康センターその他これらに類する施設
- 幼稚園 ○小学校 ○中学校 ○高等学校 ○中等教育学校 ○特別支援学校
- 高等専門学校及び専修学校(高等課程を置くものに限る。) ○病院 ○診療所及び助産所

### 【問合せ先】

- ・各市町村役場 防災対策担当課
- ・徳島県 危機管理部 とくしまゼロ作戦課 (TEL : 088-621-2298)

## 津波災害警戒区域における「避難促進施設」に関する規定 <要約・抜粋>

津波防災地域づくりに関する法律 (平成23年12月14日法律第123号)	法律施行令 (政令) 法律施行規則 (国土交通省令)
<p><b>(津波災害警戒区域)</b></p> <p><b>第五十三条</b> 都道府県知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域(以下「警戒区域」として指定することができる。</p> <p><b>(市町村地域防災計画に定めるべき事項等)</b></p> <p><b>第五十四条</b> 市町村防災会議(これを設置しない市町村にあっては、市町村の長)は、前条の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>四 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p><b>(避難確保計画の作成等)</b></p> <p><b>第七十一条</b> 次に掲げる施設であって、第五十四条の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条の市町村相互間地域防災計画に名称及び所在地が定められたもの(以下「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、國土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下「避難確保計画」という。)を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地下街等</li> <li>二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの</li> <li>2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。</li> <li>3 市町村長は、前2項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。</li> <li>4 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第2項の避難訓練に参加しなければならない。</li> <li>5 避難促進施設の所有者又は管理者は、第2項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。</li> </ul>	<p><b>津波防災地域づくりに関する法律施行規則</b></p> <p><b>(避難確保計画に定めるべき事項)</b></p> <p><b>第三十二条</b> 法第七十一条第1項の避難確保計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項</li> <li>二 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項</li> <li>三 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項</li> <li>四 第一号から第三号までに掲げるもののほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項</li> </ul> <p><b>津波防災地域づくりに関する法律施行令</b></p> <p><b>第十九条</b> 法第七十一条第1項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設、保護施設(医療保護施設及び宿所提供之施設を除く。)、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童遊園を除く。)、障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設</li> <li>二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程を置くものに限る。)</li> <li>三 病院、診療所及び助産所</li> </ul>



津波避難をより確実に！

H26.3.11 指定

## 津波災害警戒区域（イエローゾーン）

### 指定の概要

#### ＜目的＞

- 津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域

#### ＜範囲＞

- 津波浸水区域(H24.10.31公表)  
= イエローゾーン

#### ＜その他＞

- 「基準水位」をあわせて公表

### 指定されると…

#### ＜市町村＞

- ① 地域防災計画に、津波警戒避難体制を明記  
〔避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達手段など〕

- ② 津波ハザードマップ作成・住民へ周知

- ③ 避難促進施設の指定

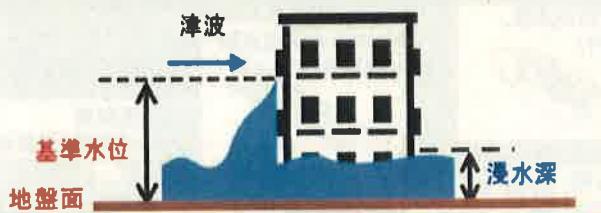
#### ＜社会福祉施設、学校、病院など＞

※ 市町村地域防災計画に記載された施設

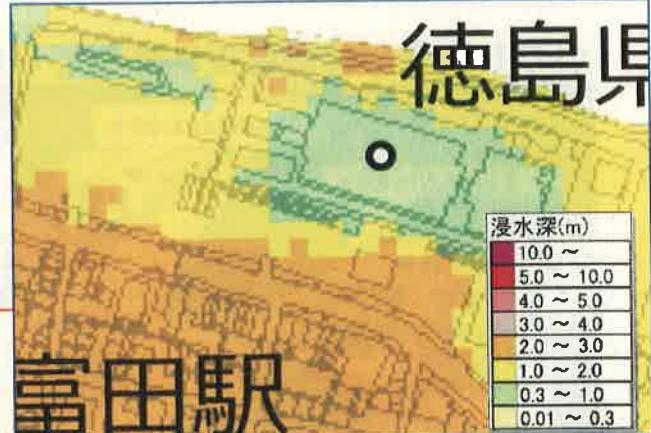
- ④ 避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施



## 基準水位



07 17 3.1			
04 07 10 14 17 21 20			
09 10 12 16 19 19 20 20 20 21 20			19
17 13 08 09 09 10 11 13 20 20 20 20 21 18 21 18 18 21 22 23			
1.9 15 16 13 10 07 0.7 07 09 1.1 1.0 1.5 1.6 1.9 20 20 1.8 1.8 1.8 21 21 23 17 20 20 20 20			
2.1 20 20 20 19 17 1.7 1.3 1.1 0.8 0.7 1.0 1.4 1.5 1.9 22 18 1.8 1.1 1.5 1.7 1.6 1.7 1.9 20 20 19 20			
22 20 20 20 20 19 19 19 18 17 1.2 1.0 1.2 1.3 1.2 1.3 1.2 0.8 0.8 10 11 1.1 1.1 1.1 1.3 1.7 1.9 18 19 19 19			
22 21 20 20 18 19 1.9 1.9 18 1.7 1.3 1.3 1.2 1.1 1.1 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 10 11 14 14 12 1.5 1.5 1.7 18 18 18			
22 21 20 20 19 19 19 19 18 17 1.8 1.3 1.2 1.1 1.1 0.8 0.8 0.8 0.7 0.8 0.8 0.8 10 10 10 11 1.1 1.1 1.6 17 19 19 19			
22 20 20 20 20 20 2.0 19 19 18 1.7 1.6 1.3 1.2 1.1 1.0 0.8 0.7 0.7 0.7 0.6 0.7 0.8 0.8 0.8 0.8 0.9 11 1.1 1.3 1.5 1.7 18 19			
22 21 21 21 20 20 2.0 19 18 1.9 1.7 1.7 1.3 1.1 0.9 0.9 0.8 0.7 0.7 0.7 0.7 0.8 0.8 0.8 0.9 10 10 10 12 1.5 1.6 1.8 1.1			
25 22 21 21 20 21 2.1 2.0 19 1.9 1.7 1.5 1.2 1.2 1.1 0.9 0.8 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7 0.8 0.8 0.9 10 10 10 12 1.5 1.6 1.8 1.1			
24 24 23 23 20 21 1.9 1.9 1.9 1.9 1.8 1.6 1.6 1.4 1.3 1.0 0.9 0.9 0.8 0.8 0.7 0.7 0.7 0.7 0.8 0.9 0.9 10 10 10 12 1.5 1.6 1.7 1.1			
24 25 24 24 25 23 22 22 21 1.9 1.8 1.8 1.7 1.9 1.8 1.8 1.6 1.2 1.2 1.1 1.3 1.4 1.0 0.9 0.8 0.8 0.9 11 1.1 1.0 1.0 12 14 14 1.8 1.1			
23 23 23 25 24 25 25 25 25 25 25 25 25 24 22 21 2.0 2.1 2.0 1.7 1.7 20 23 20 20 12 10 10 10 10 11 1.1 1.1 1.2 12 13 1.9 1.6			
22 23 24 25 23 23 2.4 2.4 2.4 2.5 25 25 25 25 24 2.3 2.3 2.3 23 22 2.3 2.3 24 23 18 11 11 11 12 1.3 13 13 14 1.8 1.4			
22 23 26 26 24 23 24 24 23 22 2.3 2.3 2.5 25 26 26 26 26 25 25 24 2.3 2.4 2.4 2.4 21 1.5 1.2 12 13 1.5 1.5 1.5 1.5 1.2			
24 23 25 25 25 24 2.4 2.4 2.4 23 22 2.3 2.4 2.3 2.6 2.6 2.6 2.6 2.5 2.5 2.4 2.3 2.4 2.4 2.4 21 1.5 1.2 12 13 1.5 1.3 1.7 1.9 1.1			
24 24 25 25 24 2.4 23 23 23 23 2.3 2.3 2.2 2.6 2.5 2.5 2.4 2.4 2.5 2.5 2.7 26 26 27 26 27 19 14 0.9 10 0.9 10 10 18 21 1.5 1.1			
25 25 26 24 24 24 2.3 23 23 23 23 2.3 2.3 2.2 2.7 2.6 2.4 2.2 2.4 2.4 2.5 2.6 27 26 27 19 12 0.8 0.7 0.9 10 10 19 22 1.8 1.1			
28 26 27 23 24 23 2.3 23 23 23 24 2.4 2.4 2.3 2.2 2.7 2.6 2.4 2.2 2.4 2.4 2.5 2.6 27 26 28 23 10 11 11 0.9 1.2 12 22 21 20 20			
27 28 27 26 27 26 25 24 24 24 2.3 2.3 2.6 2.6 2.8 2.7 2.5 2.4 2.5 2.5 2.4 2.6 27 26 23 16 11 11 0.9 1.2 12 22 21 2.0 20			



津波漫水想定図  
H24.10.31 公表

津波災害警戒区域図  
H26.3.11 指定

基準水位(m)  
10mメッシュ  
10cm単位で表示

徳島県庁

## 基準水位の活用(例)

津波対策を効率的に!

### 市町村

津波浸水想定  
0.3~1 m

基準水位  
0.6 m

- ◇ 防潮扉  
高さ60cm以上



津波浸水想定  
1~2 m

基準水位  
1.7 m

- ◇ 2階を避難所に使用可  
(従来は3階以上)

※基準水位を設定していない場合、  
避難所は「浸水階+2階」に  
設置が必要(消防庁指針)

津波浸水想定  
5~10 m

基準水位  
6.5 m

- ◇ 津波避難タワー  
高さ6.5m以上



### 住民・事業者の皆様

- ◇ 宅地や企業用地の造成時の「土地かさ上げ」の目安
- ◇ 自家発電機などを「高い所に移設」する際の目安
- ◇ 「ビルの屋上」が安全なのかの確認



## 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る 避難確保計画（津波編）作成の手引き（案）

この手引きは、津波の発生時における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画、洪水時の避難確保計画を定めている場合には、既存の計画に「津波の発生時の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

なお、避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する津波ハザードマップで情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

### 「○○○○（施設名）における津波の発生時の避難確保計画

#### 1. 計画の目的

##### 《記載例》

- この計画は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項に基づくものであり、「○○○○（施設名）」の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

##### 《解説及び留意事項》

- 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）は、平成 23 年 12 月に施行され、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）に対して、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成、避難訓練の実施が義務として課されることとなった。

## 2. 計画の適用範囲

### 《記載例》

- この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

### 《解説及び留意事項》

- 施設の利用者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要がある。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要である。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要がある。

## 3. 防災体制

### 《記載例：津波到達時間が長い場合》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	・緊急地震速報 ・津波注意報発表	・津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	・津波警報発表	・津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・使用する資器材の準備	避難誘導要員
		・保護者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		・周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	・避難勧告等の発令 ・津波特別警報（大津波警報）発表 ・危険の前兆を確認 等	・避難誘導	避難誘導要員

※自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述する。

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

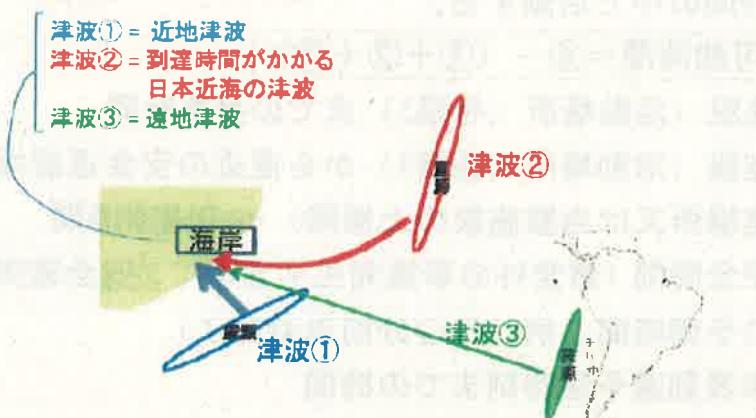
## 《記載例：津波到達時間が短い場合》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	・緊急地震速報	・津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	・津波注意報発表	・津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・使用する資器材の準備	避難誘導要員
		・保護者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		・周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	・避難勧告等の発令 ・津波警報、津波特別警報（大津波警報）発表 ・危険の前兆を確認 等	・避難誘導	避難誘導要員

※自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述する。

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

### 当該海岸への津波の到達



地震の発生地点の違いによる津波到達のイメージ

### 《解説及び留意事項》

- 津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれの沿岸までの津波到達時間が異なる。このため、当該地の津波到達時間を念頭に、防災体制を定めるものとする。

- 津波の発生時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載する。

○ 活動内容

- ▶ 津波情報の収集から避難誘導までの津波の発生時における主な活動内容及びその順序について検討する。
- ▶ その際、児童の引き渡し等の比較的長時間をする活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、津波が到達するまでに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所で実施することが望ましい。
- ▶ 従業員等の安全を図りながら利用者の避難誘導を行うため、従業員等の身に津波による危険が迫れば「従業員等も退避する。」ということを基本とする。このことを事前に利用者や周辺住民にウェブサイトや掲示等にて周知し、理解を得ておくことが必要であり、また、訓練等により、参集・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める必要がある。
- ▶ 津波災害警戒区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動する。

$$\text{活動可能時間} = \text{④} - (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

- ① 施設（活動場所（各階））までの参集時間
- ② 施設（活動場所（各階））から直近の安全退避場所（施設外の避難場所又は当該施設の上層階）への退避時間
- ③ 安全時間（想定外の事案発生も含めて、安全確実に退避するための予備時間。例：〇〇分前退避完了）
- ④ 津波到達予想時刻までの時間

○ 体制の区分

- ▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定するものとする。

○ 体制確立の基準

- ▶ 体制ごとの確立の基準は、津波の到達時間、避難及びその準備に要する時間等を考慮して設定する。

○ 対応要員

- ▶ 各活動を実施する要員を検討する。
- ▶ 夜間や休日など、当該施設等の外にいる従業員等の非常参集にあたっては、津波の到達時間に応じて、参集ルートについて津波災害警戒区域を避けるなど従業員等の安全に配慮する。

### 《用語の解説》

- 気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約 3 分を目標に、大津波警報（津波特別警報）、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。（津波予報区：下記アドレス）  
[http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/index\\_t-yohokuinfo.html](http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/index_t-yohokuinfo.html)
- 予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報(津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合。	10 m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10 m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5 m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合。	3 m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。 人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

- ▶ 気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

### 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）または 2 種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

## 4. 情報収集及び伝達

### (1) 情報収集

#### 《記載例》

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
避難勧告・避難指示	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

#### 《解説及び留意事項》

- 津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項第 4 号に基づき市町村地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第 2 項に基づき市町村長から津波に関する情報、予報及び警報が提供される。

### (2) 情報伝達

#### 《記載例》

- 別紙○「体制ごとの施設内緊急連絡網」に基づき、津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「非常体制に移行した場合には●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。（ただし、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）
- 非常体制に移行した場合には、○○市○○課（連絡先）に「これより●●●●（避難場所）に避難する」旨を連絡する。
- 非常体制に移行した場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「非常体制に移行したので、●●●●（避難場所）へ避難する。児童引き渡しは●●●●（避難場所）において行う。児童引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。（ただ

し、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。)

- 避難の完了後、〇〇市〇〇課（連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより●●●●（避難場所）において児童引き渡しを行う」旨を連絡する。

#### 《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）についてあらかじめ定めておく必要がある。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましい。
- 関係市町村への連絡については、報告する内容、報告先等について事前に調整しておく必要がある。
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要である。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくと良い。

## 5. 避難誘導

### (1) 避難場所

#### 《記載例》

- 避難場所は、〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇公園」とする。
- 津波の到達時間や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の 2 階へ避難するものとする。

#### 《解説及び留意事項》

- 避難場所については、自力避難が可能な利用者の避難や、上層階への一時避難者の二次避難等を考慮し、原則として、津波ハザードマップに

記載されている最寄りの避難所とし、市町村と調整した上で記載するものとする。

- 万が一避難が遅れた者や避難場所までの避難が困難な者が発生した場合を想定して、津波ハザードマップの基準水位（想定浸水深に建築物等への衝突によるせき上げ高を加えた水位）等を参考に、計画の対象施設又は近隣の施設の上層階を一時避難場所として設定しておくことが望ましい。
- ただし、上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、備蓄や連絡体制の確保等の準備を整えておくなど、留意が必要である。

## (2) 避難経路

### 《記載例》

- 避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりである。

### 《解説及び留意事項》

- 津波ハザードマップには、避難経路となる道路の他、土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定する。
- 上層階への一時避難の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは地震による揺れや浸水によって停止することに留意する。

## (3) 避難誘導方法

### 《記載例》

- 日頃より、避難場所（施設外と施設内）や避難経路を施設内に掲示し、利用者や周辺住民に周知しておく。避難場所に誘導するときは、避難場所（「〇〇公園」又は「施設の〇階」）及び避難経路について、声をかけながら誘導する。
- 施設外へ避難する際は、車両等を使用せず全員徒步とする。
- 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難誘導にあたっては

- 拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

#### 《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要がある。
- 車での避難は、渋滞等で動けなくなる危険を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要がある。車両使用を検討する場合は、市町村に対し車両避難のルールの有無を確認する。
- また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をすることが望ましい。
- 当該施設が地域住民の避難場所に指定されている場合には、避難誘導、避難支援、備蓄品の管理等の役割分担について市町村、近隣の自治会等とあらかじめ協議し、協定等を締結しておくことが望ましい。

## 6. 避難の確保を図るための施設の整備

#### 《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

### 避難確保資器材等一覧\*

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケット、蛍光塗料、施設内の一時避難のための水・食料、防寒具

\* 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

#### 《解説及び留意事項》

- ここでは、現時点において避難誘導が必要となった場合に、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとする。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し記載するものとする。

## 7. 防災教育及び訓練の実施

#### 《記載例》

- 每年 4 月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 每年 5 月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

#### 《解説及び留意事項》

- 津波防災地域づくりに関する法律第 71 条第 2 項に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に定めるところにより避難訓練を行い、その結果を市町村長に報告することが義務付けられている。
- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠である。

- 研修や訓練には、市町村から地域住民に配布されている津波ハザードマップの他、国土交通省等が実施する出前講座等が活用できる。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとする。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、津波避難に関する研修を別途実施すること。)
- 情報収集訓練については、市町村が情報伝達訓練を実施している場合には、これと併せて実施することが有効である。

## 8. 自衛水防組織の業務に関する事項(自衛水防組織を設置する場合に限る。)

### 《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ▶ 每年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  - ▶ 每年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

### 《解説及び留意事項》

- 本項は、水防法に基づく「洪水時の避難確保計画」において自衛水防組織を設置している施設において、自衛水防組織を津波の発生時にも活用する場合を想定しており、自衛水防組織を設置していない場合には省略することができる。
- 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては、別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にされたい。

## 別添 1 自衛水防組織活動要領(案)

### (自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、津波の発生時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
    - (1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に發揮できるよう組織を統括する。
    - (2) 統括管理者は、津波の発生時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
  - 3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
  - 4 自衛水防組織に、班を置く。
    - (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
    - (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
    - (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

### (自衛水防組織の運用)

- 第4条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
  - 3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

### (自衛水防組織の装備)

- 第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
  - (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### (自衛水防組織の活動)

- 第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

統括管理者		
統括管理者の代行者		
班長 ○○○○	役職及び氏名	任 務
	班員○名 ○○○○ ...	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録</li> <li>・ 館内放送による避難の呼び掛け</li> <li>・ 津波情報等の情報の収集</li> <li>・ 関係者及び関係機関との連絡</li> </ul>
避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 ○○○○ 班員○名 ○○○○ ...	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導の実施</li> <li>・ 未避難者、要救助者の確認</li> </ul>

別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用扩声器 ライフジャケット 蛍光塗料 水・食料 防寒具